

戰後教育資料

6-2
501

VI
475

公立大學管理法案要綱試案

公立大學協會
公立大學管理法案起草委員會

春山 40

VI-475

公立大學管理法案要綱試案（二五七二五）

（公立大學管理法案起草委員會案）

公立大學管理法

第一章 總 則

（この法律の目的）

第一 この法律は公立大學の行政に關する機關の組織、運営、權限等について規定することを目的とすること。

第二章 中央に置かれる大學行政機關（公立大學審議會）

（股 置）

第二 文部省に公立大學審議會を置く。

（委 員）

第三 公立大學審議會は十七人の委員をもつて組織する。

文部大臣は左に掲げる者を公立大學審議會の委員に任命する。

一 公立大學設置者の推薦する者

四 人

二 公立大學長の互選による者

四 人

三 公立大學の教員代表

五 人

四 學識経験者

四 人

（委員の任期）

第四 公立大學審議會の委員の任期は二年とし再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第五 公立大學審議會に会長、副会長各一人を置き、委員の互選によつて定める。

会長は公立大學審議會の會務を總理する

副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する

会長及び副会長の任期は二年とし、再任を妨げない。

（權 限）

第六 文部大臣は他の法律に定めるものの外、公立大學に關し左の各號に掲げる事項を行わんとするときは、公立大學審議會の意見を聽

かなければならない。

一 公立大學關係法令の立案に關する基本的事項の決定

ニ 公立大學に關係ある國家予算編成の基本方針

三 その他公立大學に關し文部大臣がその權限において行わんとする重要事項

2 公立大學審議會は公立大學に關する重要事項について、文部大臣の諮問に答え、報告を求め又は勸告をすることができ。

(委員の報酬及び費用辨償)

第七 公立大學審議會の委員に對しては報酬を與え、費用の辨償をすることができ。

(職事及び運営)

第八 公立大學審議會の運営に關しては別に定めるところによる。

第三章 地方に置かれる大學行政機關(公立大學參議會)

(設置)

第九 公立大學に公立大學參議會を置く。但し同一設置者が二つ以上の大學を設置する場合には數個の大學に對し一つの參議會を置くことができる。

(委員)

第十 公立大學參議會は十一人以上二十一人以内に於て設置者が定める定數の委員をもつて組織する。

2 委員は左の各號に掲げる者につき設置者が任命する。

一 公立大學の學長

ニ 公立大學の教職員

三 職經驗者

3 前二號及び第三號に掲げる委員の數は同數とする。

4 設置者が數個の大學に對し一つの參議會を設けた場合には第二項の第一號については各大學長、第二號については各大學より同數の委員を任命し、この場合にも第三項を適用する。

(委員の任期)

第十一 公立大學参議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。但し前記第三號に規定する者については、繼續して四年以上重任することはできない。

(会長及び副会長)

第十二 公立大學参議会に会長、副会長各一人を置き委員の互選によつて定める。

1 会長は公立大學参議会の会務を總理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

3 会長及び副会長の任期は各一年とし、再任を妨げない。

(権限)

第十三 公立大學設置者は他の法律に定めるものの外、左記事項を行ふ。されるときは夫々大學参議会の意見を聴かなければならない。

一 公立大學関係の條制、規則、立案に関する基本事項の決定

二 公立大學予算編成の基本方針

三 公立大學の學部、學科、大學院、研究所その他重要施設の

設置又は廃止

四 學長の任免

五 當該大學の申出でに基いてする部局長及び教員の意に反する免職、休職、轉任、降任、並に懲戒處分の決定

六 學生定員の決定又は變更、

七 授業料、檢定料、入學金等の決定又は變更

八 その他公立大學に関する重要事項。

2 公立大學参議会は設置者に対し當該大學に関する前記八項についての諮問に答え、報告を求め、又は勸告をすることができ、

(委員の報酬及び費用の辨償)

第十四 公立大學参議会の委員に對しては報酬を與え、費用の辨償をす

ることができる。

(職員及び運営)

第十五 公立大学参事会の運営に關しては別に定めるところによる。

第四章 公立大学内部の行政機関

第一節 評議會

(設置)

第十六 数個の学部を置く公立大学に評議會を置く。

(評議員)

第十七 評議會は左に掲げる評議員をもつて組織する。

一 学長

二 学部長

三 各学部の教授会において推薦された者 若干名

四 当該大学の事情により評議會の職を経て学部長を除く部局長及び部

長代表者を評議員とすることができる。

(任期)

第十八 前項第三號の評議員の任期は二年とし再任を妨げない。

(令 長)

第十九 評議會の会長は学長とする。

(権 限)

第二十 評議會はこの法律又は他に別段の定めがある場合の外、左に掲げる

事項を審議し、その大学の方針を決定する。

一 当該大学の重要な規則の制定改廃に關する事項

二 当該大学の予算案の編成に關する事項

三 当該大学の学部、学科、大学院、研究所、その他重要な施

設の設置、廃止に關する事項

四 当該大学の教授会の権限に關するものを除き、人事に關す

る基準の設定に關する事項

五 当該大学の入學定員の決定に關する事項

六 部局長及び教員の意に反する免職、休職、轉任、降任及び懲戒

戒處分に関する事項

七、各學部その他の部局の連絡調整に関する事項

八、参議會に附議すべき事項の原案作成に関する事項

九、参議會が答申し又は勸告した事項の處理に関する事項

一〇、教職員及び學生の福祉及び厚生に関する事項

一一、當該大學の定める規則に基く學長候補者の決定に関する事項

一二、學生の褒賞並に懲戒に関する事項

一三、その他當該大學の運営に関する重要事項

(議事及び運営)

第二十一 評議会の議事及び運営の方法については評議會がこれを定める。

第二節 教授會

(設 置)

第二十二 公立大學の學部(單に一個の學部を置く公立大學(單科大學))

を含む)に教授會を置く。

(組 織)

第二十三 教授會は學部長(單科大學においては學長)及び學部の全教授をもつて組織する。但し助教教授及び専任講師を加えることができる。

(権限すべき事項)

第二十四 教授會はこの法律又は他に別段の定めがある場合の外、左に掲げる事項を審議し、その學部の方針を決定する。

一、學部長の候補者の選定並びに人事に関する基準及び教員の採用及び昇任に関する事項

二、學部及び教員の退職、免職、休職、轉任、降任並びに懲戒處分に関する事項

三、當該學部における講座、學科並びに教育及び研究に関する施設の設置及び廢止に関する事項

四、學科目の種類及び編成に関する事項

五 學生の入學及び卒業の認定に關する事項

六 學生の試験に關する事項

七 學生の養育並びに懲戒に關する原案の作成

八 學生団体、學生活動及び學生々活に關する事項

九 その他當該學部の教育、研究及び運営に關する事項

(單科大学の特例)

第二十五 單科大学においては評議會の権限は教授會が行う。

(議事及び運営)

第二十六 教授會は學部長が招集しその議長となる。

教授會の議事及び運営の方法は教授會が定める。

(代議員會)

第二十六ノ二 單科大学又は同一學部が地域的に分散しているため、

其の教授會を開くことが困難な事情がある場合には、

該會の議を経て代議員會を設けることができる。

代議員の権限、代議員の選出方法、その他代議員會の
運営に關する事項は教授會が定める。

第三節 學 長

(任 命)

第二十七 學長は當該大學の推薦した者につき設置者が任命する。

(任 期)

第二十八 學長の任期は三年以上六年以内において當該大學が定める
ところによる。但し再任を妨げない。

(職 務)

第二十九 學長は、當該大學の教育研究を統轄し、並びにその運営の
責任を負ふ。

第四節 教 員

(職 務 及 び 権 限)

第三十 公立大學の附置研究廣に廣員會議を置く。但し該會議の組織

により評議会の議を経てこれを置かないことができる。

2 所員會議に關しては教授會に關する事項を准用する。

附 則

この法律又は他に別段の定めあるものの外、公立大学の運営に關して必要な事項はそれぞれ當該大學が定める。

以 上

「管理法案要綱試案」についての了解事項

一、公立大学の性格に鑑み、公立大学管理法においては、必要な最少限度の規定に止め、設置者並びに各大学の事情による自由な運営の餘地を最大限に預すよう考慮すること。

二、公立大学審議会委員の推薦並びに任命については、同一都道府縣市の大学の設置者、学長及び教員代表が重複することのないよう配慮すること。

三、本要綱中、「別に之を定める」(例第八、第十五)とあるは、法律、命令、條例、規則等によつて定める意味であること。従つて最後の附則はそれ以外の事項を定める意味であること。

四、公立大学参議会委員中の「学識経験者」には設置者側を代表する者をも含み得ること。

五、第十、第二項の「部局代表等」とあるのは、事務局長及び学生部長等を意味すること。